

成田市教育委員会会議事録

令和元年10月成田市教育委員会会議臨時会

期 日 令和元年10月1日 開会：午後1時30分 閉会：午後1時48分

会 場 成田市役所3階 第一応接室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	佐 藤 勲
委 員	高 木 久美子
委 員	片 岡 佳 苗
委 員	岡 本 秀 彦

出席職員

教育部長	神 山 金 男
教育部担当次長	石 毛 直 樹
教育総務課長	松 島 真 弓
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	竹 尾 裕 之
教育指導課長	藤 田 総
生涯学習課長	神 崎 良 浩
学校給食センター所長	椿 弘 志
公民館長	谷 平 裕 美
図書館長	田 中 美 季
教育総務課長補佐 (書記)	篠 塚 康 孝

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 佐藤勲委員、片岡佳苗委員

3. 議 事

(1) 報 告

報告第1号 教育長職務代理者の指名について

議 長：本日の議事、報告第1号「教育長職務代理者の指名について」でございますが、教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長が指名することとされておりますので、これより私から指名をさせていただきます。

常勤職であります教育長の職務を、非常勤であります教育長職務代理者が行うには、様々な制約がありますことから、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に基づき、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能となっております。ただし、職務代理者の責任は重く、非常事態においては、常勤職と同様に勤務せざるを得ないという状況が生じる可能性もありますので、職務代理者には、日程調整が比較的容易であって、緊急時において柔軟に対応できることが求められます。また、教育全般に関して、私の考え方と共通性があるかどうかということも考慮いたしました。このようなことから、4人の教育委員の中から、佐藤委員に職務代理をお願いしたいと思っておりますので、皆様、どうかご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤委員：ただいま、教育長より、職務代理者ということで指名をしていただきました。大変光栄でありますと同時に、身の引き締まる思いであります。かねてから、非常勤の私たち委員が、常勤である教育長の職務代理者となるのは非常に困難であると考えておりました。前任の小川教育長職務代理者におかれましては、教育長の職務代理をする

ことはできるであろうなと思っておりましたが、さて、小川委員がお辞めになった際には、どうなるのかなと心配しておりました。先程、教育長のお話の中で、職務代理者が行う職務のうち、職務代理者が事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することができるということを改めて伺いまして、そうであるならば、私でもいづらか皆様のお役に立てるのかなと考えました。関川教育長は、お体が丈夫な方ですので、職務代理者は保険みたいなもので、使わないで済むと思いますけれども、職務代理者が事務執行をする時がいつ来ても大丈夫のように、今後も勉強していきたいと思います。昨日の成田小学校における次長訪問のとき、小川教育長職務代理者が教育長の代わりにご挨拶をなされましたが、こういうところでも職務代理の仕事があるのだと思いました。そういったときにも、教育委員会を代表して、適切なことが言えるように勉強してまいりますので、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長：ありがとうございます。本日から、この体制によりまして、新たな成田市教育委員会を運営してまいりたいと思いますので、委員の皆様、また、教育委員会事務局の皆様、どうぞ、ご協力をよろしくお願ひいたします。

4. 教育長閉会宣言